

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成20年7月4日（金）

（開 会）10：18

（閉 会）14：31

○ 委員長

ただいまから、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「公共施設等のあり方について」を議題といたします。

執行部から、基本方針及び本日の提出資料について補足説明を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

はじめに「公共施設等のあり方に関する基本方針」についてご説明いたします。

配布いたしております基本方針の1ページをお願いいたします。

「はじめに」につきましては、この基本方針策定の趣旨、目的を記載いたしております。本文の下から6行目ですが、市財政の危機的状況を打開し、将来にわたり安定し、充実した市民との協働のまちづくりを進めていくためには、行財政改革の更なる推進が必要であることから、全ての公共施設を対象に適正配置、運営主体の適否、効率的な運営方策、利用率の向上策などを含めた公共施設のあり方や市民負担の公平性確保の観点から公の施設使用料の適正な受益者負担のあり方などについて抜本的に見直しを行いながら、本市の公共施設等のあるべき姿を示す「公共施設等のあり方に関する基本方針」を策定したものでございます。

2ページから4ページにかけまして、策定の背景・必要性を記載いたしておりますが、「厳しい財政状況」、「合併により増加した公共施設の維持管理・運営経費の増大と老朽化」、「公共施設を取り巻く社会情勢や経済環境の変化」を掲げ、小項目として「少子・高齢社会の急速な進展」、「行政と民間との役割分担の変化(民間活力の活用)」、「市民ニーズの多様化・高度化と協働の必要性」を掲げております。5ページをお願いいたします。「基本方針の位置づけ」でございしますが、行革大綱を踏まえ策定するもので、個別施設の既存の整備方針等の上位に位置づけ、この基本方針に基づいて、公共施設の個別又は種別ごとの具体的な実施計画を作成し、基本方針内容の早期の実現を図ることといたしております。ただし、別途設置された附属機関で施設の管理運営等について既に答申書が提出され、市としての方針が決定したもの及び答申書に基づき実施計画等を策定する予定のものについては、整合性を確保する観点からその答申事項は尊重することを基本といたしております。

「基本方針の対象施設等」でございしますが、市が保有・管理する公共施設で、道路、河川等を除く731施設を対象とし、受益者負担の適正なあり方については、公の施設の使用料を対象といたしております。また、本市が加入する一部事務組合の施設についても、この基本方針の考え方に準じた取扱いができるよう、関係市町と協議を行いながら改善を求めるものといたしております。

「基本方針の計画期間」でございしますが、平成20年度を初年度とし、第1次総合計画と整合性を図るため、平成28年度までの9年間を計画期間といたしております。ただし、この基本方針に基づいて策定される実施計画では、合併特例債の活用できる期間を踏まえ、実施予定年度等を検討する旨記載いたしております。なお、この基本方針に基づき策定される実施計画については、市民に進捗状況等の情報を積極的に公開するとともに、中長期にわたる計画であり、社会経済情勢が急激に変化することも予想されることから、行財政改革推進委員会の意見等を聴きながら必要がある場合は随時見直しを図るものといたしております。

6ページをお願いいたします。平成20年3月10日現在の公共施設の整備状況を掲げていま

す。7 ページをお願いいたします。本市と人口規模等が類似した団体に昨年 7 月に照会をし、回答を得た 32 団体との主な公共施設の整備状況の比較表でございます。8 ページには参考として「公の施設の成り立ち」を記載いたしております。9 ページから 11 ページにかけては、公共施設等のあり方を見直す基本的な考え方として 9 点掲げております。「施設重視からサービス内容重視へ」、「将来人口を見据え、地域の実情等も勘案した適正な配置等」、「利用者の視点に立った施設運営の改善」、「施設の複合化・多機能化及びコミュニティ形成型の施設への転換」、「配置転換後の施設や空き(余裕)スペースの有効利活用」、「施設の延命化」、「効果的かつ効率的な管理運営主体の選択」、「市民負担の公平性の確保」、「広域的な連携（近隣自治体施設（サービス）の相互利活用）」を掲げております。

次に、施設を個々に見直す際の視点といたしまして 5 点掲げております。

「第 1 次総合計画の視点」、「市の公共施設としての適正な管理運営の視点」、「支出額、市負担等の状況の視点」、「ライフサイクルコストからの視点」、「市民（納税者）からの視点」を掲げております。

13 ページをお願いいたします。「公共施設の統廃合、民間移譲などに伴う補助金の返還」について参考資料をつけておりますが、別途配布いたしております資料(補助金等適正化中央連絡会議決定事項)をお願いいたします。これまでは、地方公共団体が補助金を全額返還した場合、建物の耐用年数(約 50 年)を過ぎた場合は、補助金を所管する省庁の承認なしに財産処分できましたが、それ以外は、国に補助金を返還する必要がございました。本年 4 月の政府の方針に基づき、一般会計補助金等に係る財産処分について各省庁の長の承認について修正が行われ、地方公共団体が国の補助金を活用した施設について、完成後 10 年経過を条件(合併市町村は 10 年未満も可能)に、当初の利用目的とは異なる施設への転用や譲渡、取り壊しなどの財産処分(有償譲渡・有償貸与を除く)を認めることになっております。なお、参考として総務省からの通知等も併せて添付させていただいております。

14 ページをお願いいたします。公共施設のあり方全般について、見直しの方向性を 8 点掲げております。次に、15 ページから 69 ページにかけては施設種別ごとの見直しの方向性及びその内容を掲げております。

種別施設ごとの方向性についてご説明いたします。その内容につきましても、必要の都度その概略について説明いたします。なお、基本方針策定時点と現時点では若干数値等が変動しているものもございますが、ご了承方をお願いいたします。

最初に「小学校」の方向性でございますが、市内には 22 校の小学校を設置しておりますが、人口の減少や少子化の急速な進展などにより、本市の児童数は減少傾向にあり、一部大規模校を除き、各学年 2～3 学級、全学年で 12～13 学級程度の規模で、児童数が 100 人以下の学校が 3 校となっております。1 学年 1 学級や複式学級の設置が今後も予想されております。このような状況の中で、1 学年 1 学級以下では、学年の進級に伴う学級の編制替えができず、学習集団、生活集団の固定化が避けられないこと、複式学級においては、効率的な教育指導を受けることが難しいことなど、多くの課題を抱えております。また、小学校の校舎等の多くは昭和 40 年～50 年代に建設され、旧建築基準法により建設された校舎等については耐震診断を実施し、児童の安全を確保するために早期の耐震補強工事を行う必要があるとともに、トイレの改修、エレベーターの設置、バリアフリー化などの整備が急務となっております。また、小学校と中学校、それから就学前保育との連携・接続を図る方策も今後の重要な課題であるとともに、小学校が地域コミュニティの中核的施設となることが予想されることから、様々な地域施設と学校施設の共存を目指した複合・多機能施設を建設することにより、「教育は学校と地域が担う」という意識転換が生まれてくることも期待されるところでございます。このようなことから、5 点の方向性を示しております。①特別支援学級を除き、18 学級を目指すことが望ましく、学級

の組み替えができない 12 学級未満の小学校は、隣接校との統廃合の是非について検討を行う。

②一クラスの児童数は、現行どおり、1 年生から 3 年生までは 35 人以下とし、4 年生以上は 40 人以下を継続することが必要であるが、学校教育の更なる充実を図ることが本市の重要課題であり、少人数学級も視野に入れた中で、今後更に検討を行う。

③通学距離については、4 km 以内を基本とすべきであるが、児童の安全面を考慮しながら、スクールバス運行の充実も視野に入れた中で、通学区域の見直しや隣接校との統廃合について検討を行う。

④就学前保育との連携・接続も併せて、小・中学校一貫校の設立の是非など、小学校と中学校との連携を図る方策について検討を行う。

⑤小学校が地域コミュニティの中核的施設となることが予想されることから、小学校施設の複合化・多機能化の是非について検討を行う。という方向性を示しております。

次に、中学校ですが、市内には 12 校の中学校が設置され、小学校と同様な課題等がございますが、5 点の方向性を示しております。

①特別支援学級を除き、国語・社会・数学・理科・英語教員の複数配置が可能となる 9 学級以上で、かつ、小学校 2 校程度を包含する中学校が望ましいことから、12 学級以下を目指すことが望ましく、教員の複数配置などが困難となる 9 学級未満の中学校は、隣接校との統廃合の是非について検討を行う。

②一クラスの児童数は、40 人以下を基本とすべきと考えるが、学校教育の更なる充実を図ることが本市の重要課題であることから、少人数学級も視野に入れた中で、今後更に検討を行う。

③通学距離については、6 km 以内を基本とすべきであるが、生徒の安全面を考慮しながら、スクールバス運行の充実も視野に入れた中で、通学区域の見直しや隣接校との統廃合について検討を行う。

④就学前保育との連携・接続も併せて、小・中学校一貫校の設立の是非など、小学校と中学校との連携を図る方策について検討を行う。

⑤中学校が地域コミュニティの中核的施設となることが予想されることから、中学校施設の複合化・多機能化の是非について検討を行う。という方向性を示しております。

次に幼稚園でございますが、21 ページをお願いいたします。幼稚園は、公立 3 園、私立 11 園、計 14 園設置されておりますが、今後におきましても、少子化の進行や女性の社会進出拡大等により、就園児の減少は避けられないところであり、幼稚園を適正規模で維持することが困難となってきております。このようなことから 3 つの方向性を示しております。

①少子化が進行する中、就園児の減少は避けられないものであり、公立、私立の役割分担を踏まえて、3 園のうち 1 園については、公立として存続させ、2 園については、民間移譲の方向で検討を行う。

②存続させる公立幼稚園は、私立幼稚園の設置場所等に考慮し、現在の公立幼稚園 1 園を対象として大規模改修工事等を行い、存続させるのか、又は小・中学校の整備計画と併せて、小・中学校施設との複合化を行うのか慎重かつ多角的に検討を行う。

③幼保連携の取り組みや小学校教育との連携・接続を図る仕組みづくりについて検討を行う。という方向性を示しております。

23 ページをお願いいたします。給食センター、自校方式給食調理場でございますが、運営方式等につきましては、「学校給食運営審議会」で審議され、既に答申がなされ、「飯塚市学校給食運営基本方針」が策定されておりますので、役割分担しながら、2 点の方向性を示しております。

①自校方式の学校給食調理場（今後、自校方式を採用する学校給食調理場を含む。）は、民間活力を活用するなかで、多機能化の是非について検討を行う。

②学校給食センター廃止後の跡地については、民間譲渡(売却)の方向で検討を行う。という方向性を示しております。

24 ページをお願いいたします。公民館、類似公民館でございますが、市内には 12 の公民館施設がございますが、3 点の方向性を示しております。公民館は、地域コミュニティを構築するための拠点施設であることから、コミュニティ組織の範囲を勘案しながら、地域のコミュニティセンターとして公民館の適性配置について検討を行う。

②将来、小学校等が地域コミュニ

ティの中心的な役割を果たす拠点施設となることが予想されるため、小学校等の整備計画と併せて、小学校施設内に公民館を併設することの是非について検討を行う。③公民館は、地域住民の自発的・自立的なまちづくり活動の拠点施設であり、各種ボランティア団体のネットワーク化を図りながら、地域ボランティア活動を支援する施策について検討を行う。という方向性を示しております。

25 ページをお願いいたします。市内には、ホール型の文化施設として、1,504名収容の大ホール、582名収容の中ホールなどを備えた文化会館と、300名収容(可動式)の颯田文化施設サンシャイン颯田でございますが、2点方向性を示しております。①文化会館は、筑豊地区の文化・芸術の中核的施設であり、存続させる必要があると考えるが、管理運営にあたっては、更なる市民サービスの向上と経費削減に努めながら、指定管理者制度を継続させることが必要である。また、近隣自治体との相互活用策について検討を行う。②サンシャインかいたは、利用実態等を勘案しながら、地域の生涯学習活動をはじめ、様々なコミュニティ活動の場として、多機能化を図ることの是非について検討を行う。という方向性を示しております。

26 ページをお願いいたします。歴史資料館(室)・郷土資料館でございますが、市内には3施設設置いたしておりますが、2点方向性を示しております。①歴史資料館(室)・郷土資料館は、利用実態、類似団体の整備数等を勘案し、1箇所に統廃合する必要がある。なお、廃止後の施設については、文化財等の収蔵庫その他の用途に転用することについても検討を行う。②市内及び近隣地域の歴史的文化遺産との連携を深め、利用者増に向けた取り組みを行いながら、管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入について検討を行う。という方向性を示しております。

27 ページをお願いいたします。図書館・公民館図書館でございますが、市内には5箇所の図書館が設置されておりますが、4点の方向性を示しております。地区公民館の図書室を利便性の高い施設とすることが前提となるが、核となる中央図書館と地域の図書館2施設、合わせて3施設程度に統合することが望ましい。②存続施設は、利用実態、利便性、老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性等を総合的に勘案したなかで決定することが必要である。③統合整理に伴って削減された経費の一部については、市民サービス向上のための経費に充当することが望ましい。④地域コミュニティの中核的施設となることが予想される小学校等の図書室は小学校等の整備計画と併せて、地域住民が利用できる一体的な図書室として多機能化を図ることの是非について検討を行う。という方向性を示しております。

28 ページをお願いいたします。社会教育・生涯学習宿泊施設(八木山青年の家、庄内生活体験学校、穂波青少年野営訓練所)でございますが、3点の方向性を示しております。①設置目的に差異があるが、利用実態等を勘案し、管理経費をあまり必要としない野営訓練所を除き、1箇所に統合することが必要である。②統合する場合は、将来の目指す方向性を明らかにして老朽化の状況、利用者の利便性等を総合的に勘案しながら、存続施設を決定することが必要である。③老朽化に伴う大規模改修工事等が必要になったときは、自然環境に恵まれた小学校の余裕スペースなどの有効利活用の是非について検討を行う。という方向性を示しております。

29 ページをお願いいたします。その他の文化・生涯学習施設(庄内生涯学習交流館、長崎街道内野宿ふれあい館、山口コミュニティセンター)でございますが、3点の方向性を示しております。①庄内生涯学習交流館及び長崎街道内野宿ふれあい館は、利用実態等を勘案し、廃止(廃止後は、地域又は公共的団体等へ移譲)、又は他用途への転用の方向で検討を行う。②当分の間、施設を存続させる場合は、指定管理者制度の導入を図るとともに、利用者ニーズに応じた複合化・多機能化について検討を行う。③山口コミュニティセンターは、地域に移譲(移譲するまでの間は貸与)する方向で検討を行う。

30 ページをお願いいたします。体育館でございますが、市内には8箇所の体育館がございました

が、その内筑穂大分体育館は6月定例会で条例改正が議決され、学校教育施設となりましたので、現在は7箇所でございますが、3点の方向性を示しております。①小学校等体育館の有効利活用が前提となるが、市内には核となる体育館（サブ体育館を含む）1箇所、地域の体育館2～3箇所程度に統廃合する方向で検討を行う。②存続施設は、利用者の利便性、大規模改修工事の必要性等を総合的に勘案した中で決定するとともに、管理運営にあたっては、指定管理者制度の導入について検討を行う。なお、筑穂大分体育館は、学校施設への用途変更について検討を行う。③統廃合に伴って削減される経費の一部については、ソフト事業の充実や利用者の利便性を向上させるための経費に充当することが望ましい。という方向性を示しております。

31 ページをお願いします。武道館・弓道場でございますが、市内に武道館は2箇所、弓道場は1箇所設置いたしておりますが、2点の方向性を示しております。①筑豊地区の中核都市として、市内に1箇所は必要と考えるが、利用者がある程度限定される施設であり、他施設での代替機能が可能な場合は、複合化、多機能化を図ることが必要である。②管理運営の実態等を勘案し、関係団体等への移譲又は貸与の是非について、検討を行う。なお、移譲するまでの間は、指定管理者の導入を図ることが必要である。という方向性を示しております。

32 ページをお願いします。運動広場・グラウンド・陸上競技場でございますが、市内に河川敷、県営も含め運動広場・グラウンドは11箇所、陸上競技場は2箇所設置されていますが、3点の方向性を示しております。①陸上競技場は、近隣自治体の施設を利活用しながら、1箇所に統廃合することが必要である。なお、存続する間は、指定管理者制度の導入を図ることが必要である。②運動広場、グラウンドは、河川敷を利用した運動広場を除き、3～4箇所程度に統廃合することが望ましい。なお、統廃合により削減できた経費の一部は、ソフト事業や設備の充実など利用者の利便性を向上させるための経費に充当することが望ましい。③廃止後の運動広場等は、地域の生涯スポーツの拠点施設として利活用することが望ましく、地区体育振興会等に貸与する方向で検討を行う。という方向性を示しております。

34 ページをお願いします。野球場でございますが、市内には県営を含め6箇所設置されていますが、2点の方向性を示しております。①本市の行財政資源や類似団体における整備数等を総合的に勘案し、県営野球場を含め、2～3箇所程度に統廃合することが望ましい。なお、統廃合により削減できた経費の一部については、ソフト事業の充実や施設の維持管理経費に充当することが望ましい。②管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入するとともに、統廃合するまでの間は、野球場のナイター利用については、利用実態等を勘案し、1～2箇所の野球場において冬期を除いた利用とし、他の野球場は、昼間のみ利用に限定すべきである。という方向性を示しております。

35 ページをお願いします。プールでございますが、市内には県営を含め、4箇所設置されていますが、2点の方向性を示しております。①中学校プール等のあり方を含め、市民プールの有効利活用策を検討した中で、市民プールの統廃合の是非について検討を行う。なお、筑穂市民プールについては、利用実態を勘案し、学校施設への用途変更について検討を行う。②存続施設において、指定管理者制度を導入していない場合については、利用料金制も含む指定管理者制度の導入について検討を行う。という方向性を示しております。

36 ページをお願いします。テニスコートでございますが、市内には、県営を含め7箇所の公立のテニスコートが設置されていますが、3点の方向性を示しております。

①本市の行財政資源や類似団体の整備数等を勘案し、県営及び庄内温泉筑豊ハイツテニスコートを除き、2～3箇所程度に統廃合することが望ましい。なお、筑穂テニスコートについては、利用実態を勘案し、学校施設への用途変更について検討を行う。②統廃合にあたっては、利用者の利便性等を踏まえた適正配置、老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性等を総合的に

勘案した中で、存続施設を決定する必要がある。なお、削減できた経費の一部については、維持管理や生涯スポーツ事業などの充実を図るための経費に充当することが望ましい。③管理運営については、指定管理者制度の導入を図るとともに、ナイター設備の利用にあたっては、利用実態を勘案し、冬期は、昼間のみの利用に限定すべきである。という方向性を示しております。

37 ページをお願いします。スキー場・キャンプ場(サンビレッジ茜、関の山いこいの森)でございますが、3 点の方向性を示しております。①スキー場については、九州各地や中国地方に天然スキー場が数多く設置されており、人工スキー場を自治体が継続して経営することの是非について検討するとともに、民間移譲についても併せて検討を行う。②スキー場については、指定管理者制度を導入しているが、収支改善を図るため、管理運営の抜本的な見直しについて指定管理者と協議を行うことが必要である。③キャンプ場は、近隣市町村にも設置されており、市町村ごとに横並び的に設置する必要は無く、相互利活用を図った方が効率的であり、関係市町村と協議を行いながら、存続施設について検討を行う。という方向性を示しております。

38 ページをお願いします。艇庫・ゲートボール場につきましては、2 点の方向性を示しております。①艇庫は、無償譲渡を受けた施設であるが、利用状況や管理運営の実態等を勘案し、関係団体への移譲について検討を行う。なお、移譲するまでの間は、指定管理者制度の導入について検討を行う。②ゲートボール場は、地域における生涯スポーツや世代間の交流の場として重要な施設であるため、継続して地域関係団体等へ貸与しながら、存続させることが必要である。なお、利用者が極端に少ない施設については、廃止や転用の是非について検討を行う。という方向性を示しております。

39 ページをお願いします。保育所につきましては、公立保育所の民営化、保育サービス等を審議する公立保育所運営検討委員会が設置され、既に答申がなされ、市としての方針が決定いたしております。また、今後も継続して審議が行われることになっておりますので、役割分担した中で、方向性を1 点示しております。①廃止が決定した保育所については、民間譲渡(売却)を行うか、又は現状のまま使用できる間は、地域住民のニーズ等を踏まえ、民間ボランティア団体等への貸与等の是非について検討を行う。という方向性を示しております。

40 ページをお願いします。児童センター(館)・学童保育所でございますが、学童保育所につきましては、2 月定例会で条例改正が行われ、4 月から児童センター(館)となっております。児童センター(館)につきましては、3 点の方向性を示しております。①児童センター等で実施している放課後児童健全育成事業については、充実させながら継続することが必要であり、青少年健全育成団体等の協力を得ながら、完全委託化(一部は指定管理者制度を導入)に向けた取り組みが必要である。②児童厚生施設である児童センター(館)は、類似団体と比較して多数設置されており、小学校ごとに児童センター(館)を設置する必要性について検討を行う。また、学校の複合化・多機能化を図る観点から、小学校施設内への移設の是非について併せて検討を行うとともに、児童センター(館)の閉館日、閉館時間中の有効利活用策についても検討を行う。③放課後子どもプランや子どもまなび塾などと一体的かつ連携した総合的な放課後対策の取り組みについて検討を行う。という方向性を示しております。

42 ページをお願いします。その他の児童福祉施設(少年相談センター、つどいの広場いいづか)でございますが、2 点の方向性を示しております。①少年相談センターは、本市単独で設置しているが、効果的かつ効率的な運営を目指し、生活圏域を同じくする近隣自治体との施設の有効利活用の是非について検討を行う。②つどいの広場いいづかは、民間ボランティア団体に継続して貸与し、官民一体となって子育て支援施策を充実発展させることが必要である。という方向性を示しております。

43 ページをお願いします。高齢者福祉施設でございますが、特別養護老人ホームは、市内に

公営 1 箇所、民営 11 箇所設置され、高齢者福祉センター等は 4 箇所設置されておりますが、3 点の方向性を示しております。①特別養護老人ホームは、指定管理者制度を導入しているが、公的関与の必要性、民間活力の活用等を総合的に勘案しながら、民間移譲の是非について検討を行う。②高齢者福祉センター等は、施設の老朽化の状況や利用実態等を勘案し、他のコミュニティ関連施設や福祉施設などでの代替を考慮しながら、統廃合の方向で検討を行う。また、存続する間は、管理運営の抜本的な見直しについて検討を行う。③デイサービス事業を実施している施設は、近隣の民間事業者数や運営実態を踏まえた中で、社会福祉法人等への移譲又は貸与について検討を行う。また、居住部門を併設している施設は、利用実態を勘案し、継続して実施するか否かについて検討を行う。という方向性を示しております。

44 ページをお願いします。保健福祉総合施設は市内に 3 箇所設置いたしておりますが、2 点の方向性を示しております。①保健福祉総合センターは、類似団体と比較し整備数は多く、利用状況や運営実態等を把握するとともに、公として継続すべき事業を整理し、統廃合、社会福祉法人等に貸与、更なる複合化・多機能化の是非について検討を行う。②保健福祉総合センター内のトレーニング室については、保健センター、体育施設内トレーニング施設と併せて、施設の設置目的等を整理しながら総合的に検討を行い、整理統合することが望ましい。また、センター内の浴室は、公的関与の必要性を踏まえた中で、開場時間の短縮や廃止（休止）について検討を行う。という方向性を示しております。

45 ページをお願いします。その他の社会福祉施設(サン・アビリティーズいづか、穂波ふれあい会館、忠隈住民センター)でございますが、3 点の方向性を示しております。①サン・アビリティーズいづかは、指定期間満了後も指定管理者制度を継続することが必要である。なお、建て替え時期が必要になった場合には、代替可能な施設の転用、又は、複合化・多機能化による有効利活用などの是非について検討を行う。②穂波ふれあい会館は、指定期間満了後、社会福祉法人等への譲渡又は貸与の是非について検討を行う。③忠隈住民センターは、指定期間満了後、地域への移譲の方向で検討を行う。また、利用実態等を勘案しながら、浴場開場時間の短縮など経費削減策について検討を行う。という方向性を示しております。

46 ページをお願いします。健康増進・医療施設(保健センター、市立病院、休日夜間急患センター)でございますが、保健センターは 2 箇所、他は 1 箇所設置しておりますが、2 点の方向性を示しております。①保健センターは、保健福祉総合センターと一体的・総合的に検討することが必要であるが、保健センターの機能は、他施設でも代替可能であり、1 箇所に統合することが望ましい。また、廃止後の施設については、公共的団体へ移譲（移譲するまでの間は貸付）する方向で検討を行う。②市立病院については、指定管理者により 30 年間管理運営が行われるが、別途設置される附属機関等の意見を聴きながら、利用者ニーズ等に応じた管理運営に努めることが必要である。また、休日夜間急患センターについては、関係自治体及び関係団体等と協議を行い、市立病院に併設することの是非について検討を行う。という方向性を示しております。

47 ページをお願いします。斎場・霊園でございますが、2 点の方向性を示しております。①斎場は、一部事務組合設置の斎場と合わせ、2 箇所設置されているが、大規模改修工事等が予想されるとともに、多額の管理運営経費を要しており、関係市町と協議しながら、統廃合を視野に入れた中で検討を行う。また、統廃合までの間は、指定管理者制度の導入について検討を行う。②霊園は、中心市街地における墓地移転のための敷地を確保しているが、進展していないのが実情であり、計画変更等の是非について検討を行う。また、指定管理者制度の導入についても併せて検討を行う。という方向性を示しております。恐れ入りますが、1 箇所訂正をお願いします。下段の「内容」の 4 行目でございます。衛生施設組合の斎場は設置後既に 30 年が経過し、火葬炉の大規模改修工事等が予想されると記載いたしておりましたが、火

葬炉につきましては、平成10年に改修工事を行っておりますので、「火葬炉の」という文言について削除方お願いいたします。

次に、48ページをお願いします。駐車場でございますが、河川敷を除き、市内中心部に4箇所の公営駐車場を設置しておりますが、2点の方向性を示しております。①公的関与の必要性を勘案し、公的施設内に設置の駐車場及び転用が予定される駐車場を除き、指定期間満了後は、民間移譲の方向で検討を行う。なお、民間移譲にあたっては、公的施設利用者に対する配慮についても併せて検討を行う。②継続する駐車場は、更なる経営努力や事務の簡素化の観点から指定管理者制度を継続するとともに、利用料金制の採用について検討を行う。という方向性を示しております。

49ページをお願いします。自転車駐車場でございますが、市内には中心市街地に1箇所、JR駅前に7箇所設置しておりますが、3点の方向性を示しております。①中心市街地の自転車駐車場については、利用実態に応じた利用時間の短縮等更なる経費削減策について検討を行う。②JR駅前自転車駐車場については、行政として果たす役割を踏まえ、JR九州と協議を行いながら、移譲の是非について検討を行う。③放置自転車が増加しないよう広報啓発に努めるとともに、処分可能な自転車については、有効利活用策について検討を行う。という方向性を示しております。

50ページをお願いします。市営住宅・教官住宅でございますが、市内に市営住宅は4,476戸、教官住宅は2箇所で16戸設置しておりますが、4点の方向性を示しております。①市営住宅は、類似団体と比較し整備数が多く、地域の適正配置を踏まえた中で、用途廃止や狭小団地等の統廃合を行うとともに、指定管理者制度の導入について検討を行う。②高齢社会が急速に進展する中、建て替えを行う際には、バリアフリー化の促進を図るとともに、高齢者の利便性や中心市街地の空き地対策、活性化対策の一環として、中心市街地への移設等も視野に入れた中で抜本的な見直しを行うことが必要である。③建て替え等に伴う残地(跡地)については、民間譲渡(売却)を行うとともに、老朽化した一戸建住宅については、廃止(又は現入居者に払い下げ等)の方向で検討を行う。④教官住宅は、大規模改修工事等が予想されることから、市内の民間賃貸住宅の活用など必要に応じた代替措置も考慮しながら、民間移譲(現入居者や大学等)の方向で検討を行う。という方向性を示しております。

52ページをお願いします。都市公園・児童遊園・開発遊園・その他の遊園でございますが、2点の方向性を示しております。①公園は、類似団体と比較して整備率は高く、現状の公園数を維持することは困難であり、地域に設置される児童遊園、開発遊園等については、廃止、地域等への移譲、利用方法の変更等の是非について検討を行う。②整理統合により削減できた経費の一部については、都市公園の維持管理や地域コミュニティづくり事業などの経費に充当することが望ましい。

53ページをお願いします。環境その他の市民生活施設(清掃工場、環境センター、リサイクルプラザ、エコ工房、終末処理場、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設、浄水場・ポンプ場)でございますが、6点の方向性を示しております。①ごみ処理施設及び環境センターは、直営施設のほか一部事務組合施設を含め3施設あるが、老朽化に伴う大規模改修工事等の必要があり、地域住民や関係自治体と協議を行い、施設の統廃合の是非について検討を行う。また、直営で行っているごみ・し尿収集業務(一部は既に委託)その他の管理業務についても、民間委託の是非について検討を行う。②リサイクルプラザは、一部事務組合も同様の施設があることから、統廃合の是非について検討を行う。また、直営で行っている施設の維持管理、選別・処理業務(手選別業務は民間委託)についても民間委託の是非について検討を行う。③リサイクルプラザ工房棟は、指定管理者制度を継続しながら、利用者の利便性を考慮したコミュニティバスの運行や出前教室の開催など環境保全活動を関係団体、市民と一体となって推進するこ

とが必要である。④終末処理場は、公共下水道整備に伴い施設の増設工事が予想されるが、増設工事の際には、PFI手法の採用などの是非について検討を行う。⑤コミュニティプラント及び農業集落排水処理施設の一部の施設は、歳出超過となっているのが現状であり、使用料の改定を検討するとともに、施設利用者の加入促進を図ることが必要である。また、指定管理者制度の導入も含め、民間委託の拡大の是非について検討を行う。⑥浄水場、ポンプ場の維持管理については、今後も民間委託を継続するとともに、統廃合等により施設を新設する必要がある場合は、PFI手法の採用の是非について検討を行う。という方向性を示しております。

56 ページをお願いします。農産物直売所・農産物加工所でございますが、市内には公営としてそれぞれ2箇所ずつ設置しておりますが、2点の方向性を示しております。①市内や近隣には農協等が経営する同種の直売所があり、公的関与の必要性や民間活力の活用を考慮し、指定期間満了後は、廃止、統廃合、民間移譲又は民間貸与の方向で検討を行う。②民間移譲等を行うまでの間は、利用者ニーズに応じた販売品目や開所日、開所時間などについて検討を行う。という方向性を示しております。

57 ページをお願いします。八木山高原ユースホテル・八木山高原集会所でございますが、1点方向性を示しております。①八木山高原ユースホテル、八木山高原集会所は、市民ニーズが多種多様化する中において、利用者増が見込めず、また、老朽化に伴う大規模改修工事等が予想される。公的関与の必要性等を総合的に勘案しながら、民間譲渡（売却）、又は民間移譲（現管理者等）の方向で検討を行う。という方向性を示しております。

58 ページをお願いします。観光宿泊施設(庄内温泉筑豊ハイツ、旧伊藤邸、内野宿友遊館長崎屋、旧松木醤油屋)でございますが、2点の方向性を示しております。①宿泊施設は、観光都市や障がい者を含む生涯スポーツの振興を目指す中で重要な施設であり、今後も存続させることが必要であるが、民間活力を活用するほうが、より利用者ニーズにあった柔軟かつ効率的な管理運営が期待できることから、現指定管理者への移譲も含め、民間移譲の是非について検討を行う。②旧伊藤邸などの文化・観光施設は、活気・活力あるまちづくりをはじめ、本市のイメージアップにつながっているが、今後も民間ボランティア団体等の協力を得ながら、集客力を高めることが必要である。今後は、近隣自治体にある文化・観光資源との相互活用策も関係自治体と協議を行うとともに、柔軟かつ効率的な管理運営ができる指定管理者制度の導入の是非についても検討を行う。という方向性を示しております。

59 ページをお願いします。その他の産業経済施設(新産業創出支援センター、地方卸売市場、乾燥調整施設、ライスセンター)でございますが、4点の方向性を示しております。①新産業創出支援センターは、指定期間満了後においても、柔軟かつ弾力的な運営ができ、維持管理経費の削減が期待できる指定管理者制度を継続することが必要である。②地方卸売市場は、市場を通さない大型量販店や道の駅等の出現により、流通形態が変化している中、公設としての役割が薄れているのが現状であり、国、県、関係団体等と協議を行いながら、民間移譲の是非について検討を行う。③乾燥調整施設は、指定期間満了後、公的関与の必要性等を勘案しながら、関係団体等への移譲の是非について検討を行う。④ライスセンターは、老朽化に伴う大規模改修工事等が予想されることから、県や関係行政機関と協議を行いながら、公的関与の必要性等を勘案しつつ、関係団体等への移譲の是非について検討を行う。という方向性を示しております。

60 ページをお願いします。本庁・支所・出張所でございますが、7点の方向性を示しております。①本庁は、老朽化により建て替え等が必要ではあるが、莫大な費用が見込まれ、厳しい本市の財政状況を考えると、当分の間は現行のまま使用せざるを得ないが、本市の防災の拠点施設であり、市民サービスに支障をきたすと判断したときは、市民の意見を聴きながら、建て替え等の時期を検討することが必要である。②簡素で効率的な組織・機構を目指し、また、協

働のまちづくりを推進する中で、市場化テストや行政サポーター制度など、民間事業者やボランティアの活用策などについて検討を行う。③市民サービスの更なる向上を図るため、住民票自動交付機の需要に応じた適正配置、市民カードの多機能化、ワンストップサービスの導入、開所時間等の延長などについて検討を行う。④支所は、地域住民の利便性を考慮し、存続させなければならないが、今後においては、本庁、支所を問わず職員数を可能な限り削減することは避けられず、支所が果たすべき役割を明確にした中で、市民生活に密接に関係する届出等の受理、苦情・相談の受付等軽易な事務処理のみを行う総合窓口を設置することが必要である。ただし、支所の組織・機構の見直しにあたっては、コミュニティバスの運行経路も併せて見直すことが必要である。⑤大規模改修工事等が必要な支所については、代替機能を有する施設への移設の是非について検討を行う。⑥支所庁舎の空き(余裕)スペースについては、分庁方式の拡大や本庁出先機関としての分室設置の是非について検討するとともに、地域ボランティア団体への貸付等地域ニーズに応じた有効利活用策や本庁を含め庁舎内の一部を民間事業者へ貸付等行うことにより複合化・多機能化の是非について検討を行う。⑦出張所は、地区公民館に併設されているが、両施設とも地域住民の最も身近な施設であることから、地域コミュニティセンターとして、一体的に事務を行うことの是非について検討を行う。という方向性を示しております。

62 ページをお願いします。同和会館・人権啓発センター・男女共同参画推進センターでございますが、同和会館・人権啓発センターは4箇所、男女共同参画推進センターは1箇所設置しておりますが、4点の方向性を示しております。①同和会館・人権啓発センターは、地区公民館等の地域コミュニティ拠点施設の今後のあり方と併せて、統廃合の是非について検討を行うとともに、廃止後の施設については、公共的団体等への移譲の是非についても検討を行う。②同和会館・人権啓発センターは、国、県の補助制度が存続しているため、直営で運営を行っているが、柔軟かつ弾力的で効率的な運営が期待できる指定管理者制度の導入の是非について検討を行う。③男女共同参画推進センターは、男女共同参画社会づくりの拠点施設であり、センターを最大限活用した中で、各種事業を展開し、自主・自立した市民活動を支援しているが、今後においては、柔軟かつ弾力的で効率的な運営を行いながら、市民サービスの更なる向上が期待できる指定管理者制度の導入の是非について検討を行う。④男女共同参画推進センターと同種の類似施設が近隣自治体には設置されていないことから、事業展開を含めて、近隣自治体の住民が利用しやすいように施設の更なる相互利活用策について検討を行う。という方向性を示しております。

63 ページをお願いします。市民交流プラザ、飯塚総合会館、防災センター、消費生活センター、オートレース場でございますが、5点の方向性を示しております。①市民交流プラザについては、市民と行政との協働のまちづくりの拠点施設であり、最大限有効利活用しながら、市民活動の支援策を充実させることが必要であり、柔軟かつ効率的な運営が期待できる指定管理者制度の継続が必要である。また、住民票等の自動交付機の設置、消費生活・子育て支援などの各種相談窓口など市民の利便性等を考慮した施設の多機能化の是非についても併せて検討を行う。②飯塚総合会館は、関係市町と協議を行いながら、本庁舎に隣接した場所にあることから、市民の利便性等も考慮した中で、支所を活用した分庁方式の検討と併せて、利用方法等の変更の是非について検討を行う。③防災センターは、本来の防災啓発又は遠賀川に関する学習の場としての利用は少ないことから、利用実態に合った開館日や開館時間の見直しを行いながら、経費削減を図ることが必要である。④消費生活センターは、近年、多重債務問題やインターネットなどによる詐欺商法についての相談等が急増しており、相談体制の充実が求められている。今後は、関係部署との更なる連携・協力を図りながら、市民の利便性等も考慮した中で設置場所の移設の是非について検討を行う。⑤オートレース場は、事業収支改善計画に基づいて

経営改善に努め、単年度収支においては、若干の黒字に転じているが、今後、累積赤字が増加すると見込まれる場合は、包括的民間委託も視野に入れながら検討を行う。という方向性を示しております。

65 ページをお願いします。集会所・生活館・納骨堂・農機具保管庫・農業共同作業所でございますが、3 点の方向性を示しております。①集会所、生活館は、老朽化に伴う大規模改修工事等の必要があるものも散見されることから、地域、関係団体等と協議を行い、存続する施設については、本市が設置した自治公民館とともに一体的な検討を行いながら、地域又は関係団体への移譲の是非について検討を行う。②納骨堂は、老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があり、多額の経費を要することが予想されることから、関係団体等と協議を行いながら、関係団体への移譲の是非について検討を行う。③農機具保管庫及び農業共同作業所は、老朽化などに伴う大規模改修工事等の必要性もあり、また、農家戸数の減少や農用地の宅地化等により農業離れが見受けられることから、関係団体等と協議を行いながら、使用頻度の少ない施設については廃止の方向で検討するとともに、関係団体等への移譲についても、併せて検討を行う。という方向性を示しております。

67 ページをお願いします。公の施設使用料等受益者負担の見直しについてでございますが、財政運営の健全性、行政水準の確保を図るため、また負担の公平性・公正性を確保するために使用者(利用者)がどこまで負担すべきか、利用していない方も含め、市民の皆さんの税金でどこまで補うかなどや負担の緩和策、利用率・稼働率の向上などについて、2 点の方向性を示しております。①「受益者負担の原則の徹底」、「使用料算定方法の明確化」、「施設の性質別分類と負担割合の整理」を行いながら、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性・公正性」を確保するとともに、将来のまちづくりを見据えた中で、「減額・免除基準の整理・統一化」に向けた方向で検討を行う。②「利用率・稼働率の向上」、「市内・市外料金の設定」、「定期的な見直しの実施」について検討を行う。という方向性を示しております。なお、70 ページからは、参考資料といたしまして、「民間事業者等の活用方策」、「飯塚市の財政状況」「公共施設等のあり方に関する基本方針答申概要」、「飯塚市行財政改革推進委員会委員名簿」、「飯塚市公共施設等のあり方検討小委員会委員名簿」を添付いたしております。

恐れ入りますが、76 ページをお願いします。基本方針答申に当たって、あり方検討小委員会及び推進委員会からの意見を掲載いたしております。

以上で「飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針」の説明を終わりました、引き続き第一次実施計画策定までの主なスケジュールについてご説明いたします。

別に配布いたしております「公共施設等のあり方に関する基本方針に基づく第一次実施計画策定スケジュール」をお願いいたします。

現在、基本方針の地域、関係団体等への説明が大体終わりました、現在 3 種類のアンケート調査を実施いたしております。

今後は、タウンミーティングなどにより市民の皆さんのご意見や議会の皆さんのご意見等をお聴きしながら、実施計画審議のためのたたき台となる素案づくりを行う予定でございますが、9 月下旬までには作成することになっております。

たたき台である素案ができますとパブリックコメントに倣って市民からの意見募集を行うとともに、議会をはじめ、あり方検討小委員会、行財政改革推進委員会からご意見等をいただきながら、11 月末までには第一次実施計画を策定する予定でございます。

以上で、策定までの主なスケジュールについての説明を終わります。